

王子駅前地区に係る 都市計画案の作成に向けた原案の説明会

令和8年10月2日（金）
東京都・北区

本件についてのお問い合わせ先

（東京都） 東京都 都市整備局 都市づくり政策部 土地利用計画課 再開発等促進区担当
TEL：03-5388-3318（直通）
（北区） まちづくり推進部 王子駅周辺まちづくり担当課
TEL：03-3908-7186（直通）

本日の説明会は、王子駅前地区地区計画について、都市計画の決定を行うにあたり、都市計画法第16条第2項の規定に基づき、区域内に土地等を所有されている皆様に、意見を求めて地区計画の案を作成するために、原案の内容や今後の都市計画手続きについて、ご説明することを目的としています。

本日の説明内容

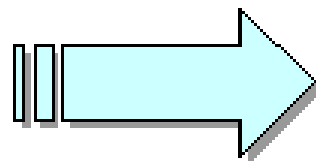
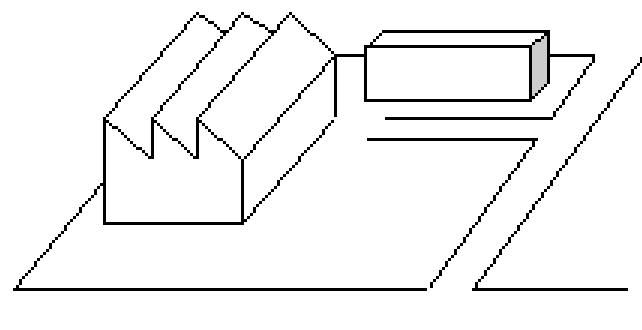
1. 地区の概要
2. 主な上位計画
3. （参考）開発計画の概要
4. （参考）周辺環境への影響
5. 地区計画原案の概要
6. （参考）関連する都市計画
7. 今後のスケジュール等

まとまった低未利用地など相当程度の土地の区域において、円滑な土地利用転換を推進するため、公共施設等の都市基盤整備と優良な建築物等の一体的整備に関する計画に基づき、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進を図るとともに、一体的、総合的な市街地の再開発又は開発整備を行うことを目的とした制度です。

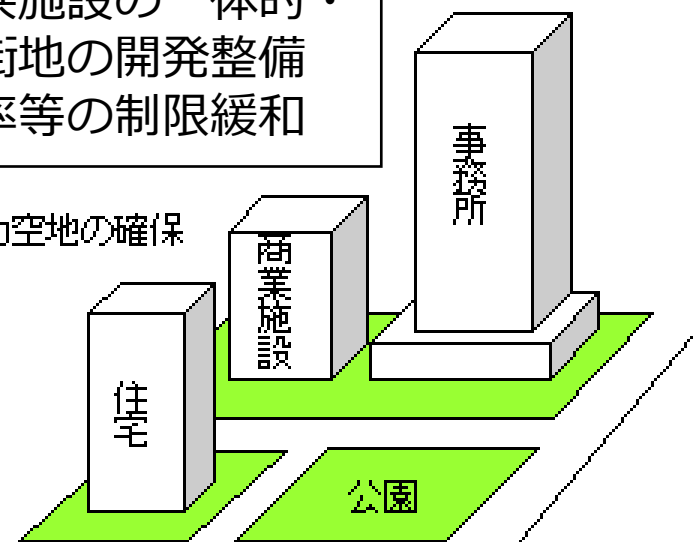
<イメージ図>

工場跡地など、まとまった規模の低未利用地等

- 土地利用転換の推進
- 建築物と公共施設の一体的・総合的な市街地の開発整備
- 用途・容積率等の制限緩和



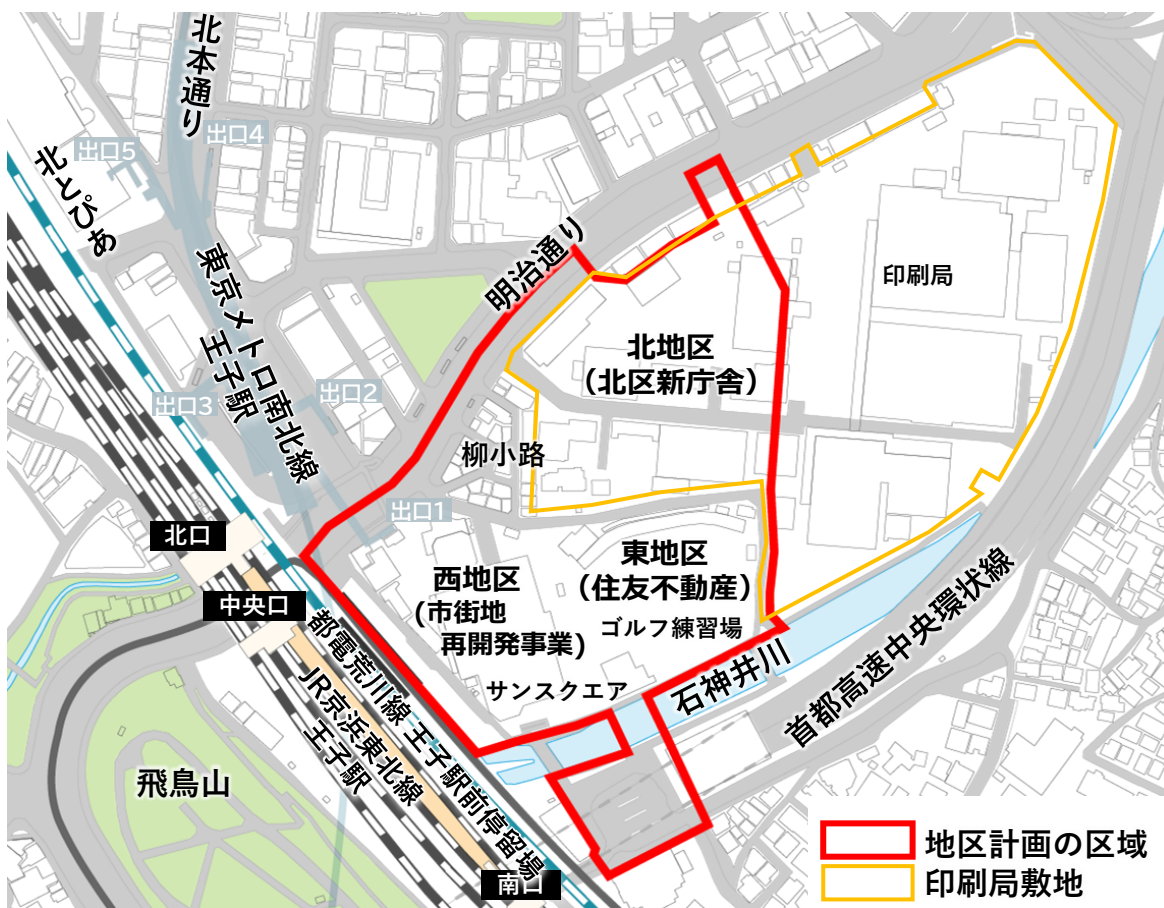
有効空地の確保



道路など公共施設整備

■地区の概要

- 所在地 : 東京都北区王子一丁目及び堀船一丁目各地内
- 用途地域等 : 商業地域・準工業地域
(建蔽率80/60%、容積率600/500/300%)
防火地域/準防火地域
- 区域面積 : 地区計画(再開発等促進区) **約4.2ha**
 - ・北地区 約1.3ha (北区)
 - ・西地区 約2.0ha (王子駅前地区市街地再開発準備組合)
 - ・東地区 約0.7ha (住友不動産)

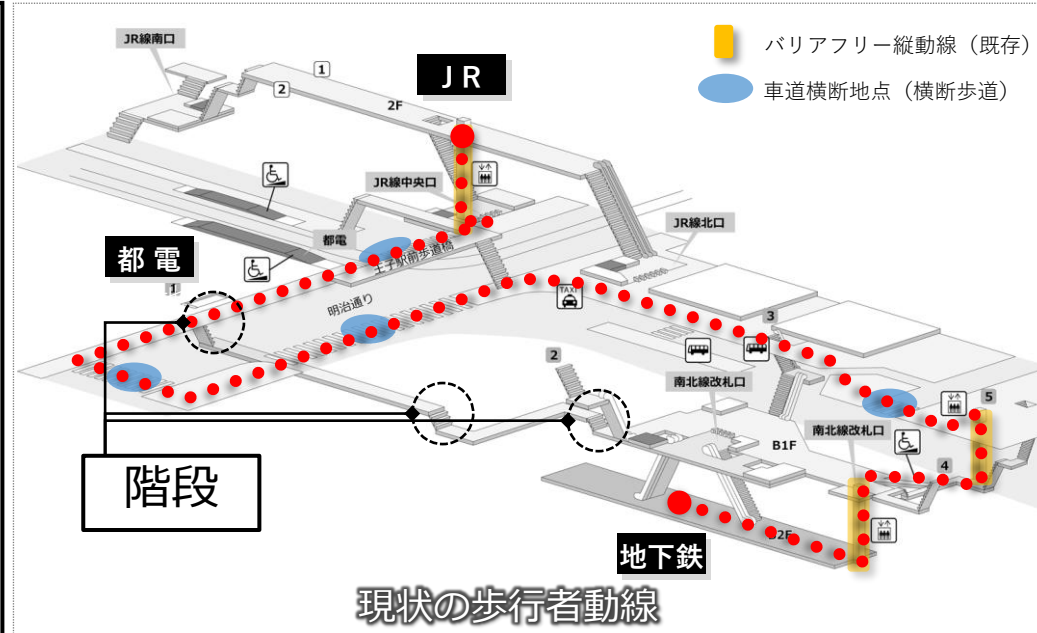


■経緯

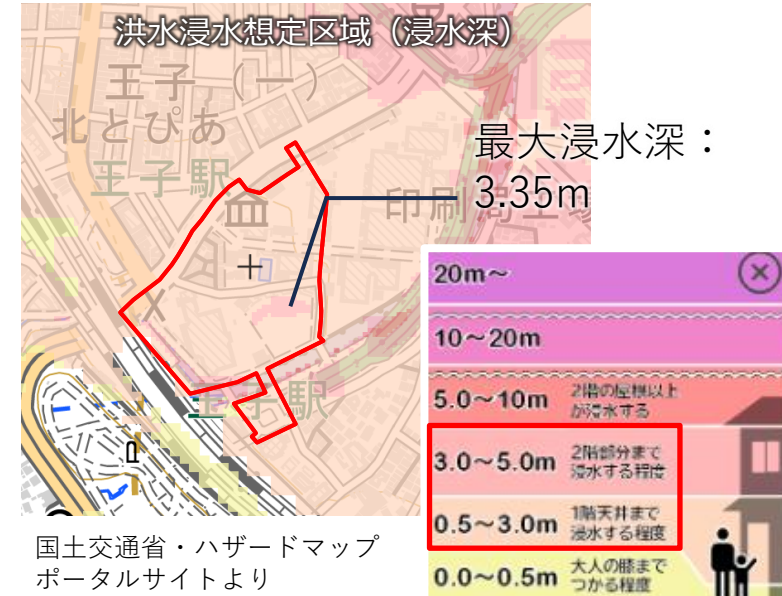
平成22年3月 平成24年3月	「庁舎のあり方に関する基本方針」策定 「北区新庁舎建設基本構想」策定
平成29年7月	「国立印刷局王子工場用地の一部取得に関する協定書」締結 「王子駅周辺まちづくりグランドデザイン」策定
令和5年3月	「東京都北区新庁舎建設基本計画」策定 「王子駅周辺まちづくりガイドライン(整備計画を含む)」策定
令和5年10月	まちづくりを協議する会議体 「王子共創会議」設置
令和6年3月 12月	「北区新庁舎新築基本設計」着手 王子駅前地区市街地再開発準備組合 設立
令和7年8月 令和7年12月	新庁舎基本設計の中間報告説明会開催 「東京都北区役所の位置変更に関する条例」公布
令和8年3月	「王子駅前まちづくり整備計画実施基準」策定

■地区の課題

- ✓ 複雑な駅前動線などによる低い利便性
 - ・ 駅前動線が複雑で、バリアフリー対応が不十分（地上を大きく迂回する必要がある）
 - ・ 石神井川により分断され、JR王子駅北口・中央口と南口は車で双方のアクセスがしにくい
- ✓ 緑・水辺・歴史資源の未活用
 - ・ 十分に活用されていない資源（石神井川支流(都電脇)等）
- ✓ 駅前の滞留空間の不足とにぎわいや防災性の低下
 - ・ 駅東側の市街地の緑の不足
 - ・ 駅前のオープンスペースの不足
 - ・ 建築物の老朽化
- ✓ 河川の氾濫や震災による災害リスク
 - ・ 荒川氾濫時は最大3.35mの浸水リスクあり



※広場面積は、現況平面図より図上求積した概略値



2. 主な上位計画

5

○都市づくりのグランドデザイン（平成29年9月・東京都）

- ・王子の将来像：新区庁舎の建設や駅周辺の土地の高度利用と機能集積、交通結節機能の強化などが進み、飛鳥山公園や石神井川の水や緑と調和した、にぎわいのある拠点を形成

○北区都市計画マスタープラン2020（令和2年7月・北区）

- ・王子駅周辺：「都市中心拠点」として育成

○王子駅周辺まちづくりグランドデザイン（平成29年7月・北区）

- ・「東京の北の交流拠点 水と緑豊かな王子」を形成
- ・交通拠点機能の強化、にぎわいと活力の創出、自然・文化・歴史資源の活用、防災性の向上を位置付け

○王子駅周辺まちづくりガイドライン（令和5年3月・北区）

- ・商業・業務・住宅等を含む複合的な土地利用により高度利用を促進し、王子の顔に相応しい魅力ある拠点を形成

○王子駅前まちづくり整備計画実施基準（令和8年3月・北区）

- ・「飛鳥山をまちなかにつなぐ」をランドスケープコンセプトとし、都市機能や、歩行者空間、景観形成、災害対応拠点、環境対策、にぎわい創出等について方針を定めている。

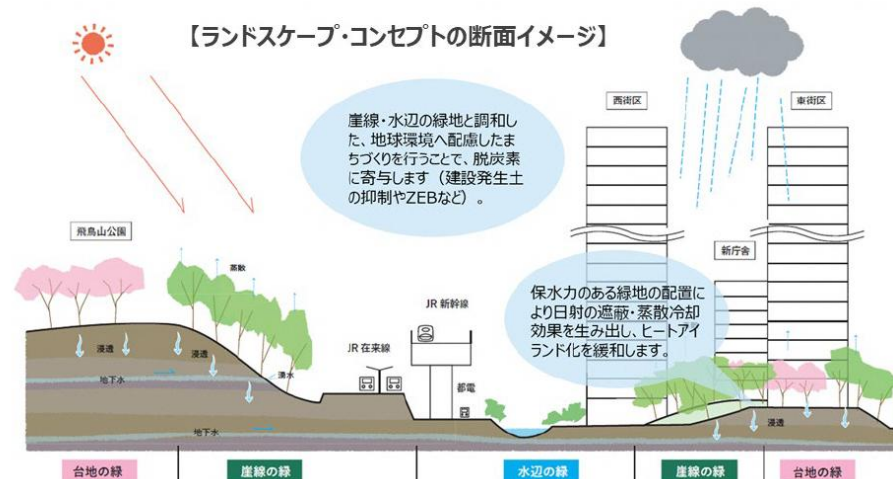
＜王子駅周辺まちづくりガイドライン区域の将来都市構造図＞



王子駅前まちづくり整備計画実施基準

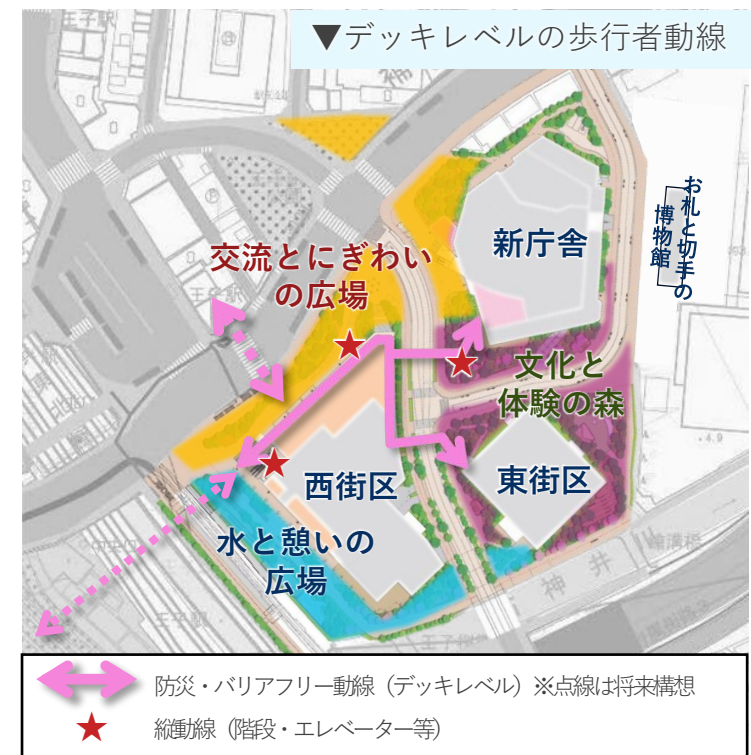
ランドスケープコンセプト：飛鳥山をまちなかにつなぐ

- 飛鳥山の台地を模した建築群の基壇部で、安全・安心の拠点となるまちづくりを目指します。
- 飛鳥山の崖線に倣った斜面の樹林帯で、豊かな緑に包まれた新たな都市景観を創ります。
- 飛鳥山の水辺をつなぐ都市の広場で、人々の集いや賑いに資する機能と体制を整えます。

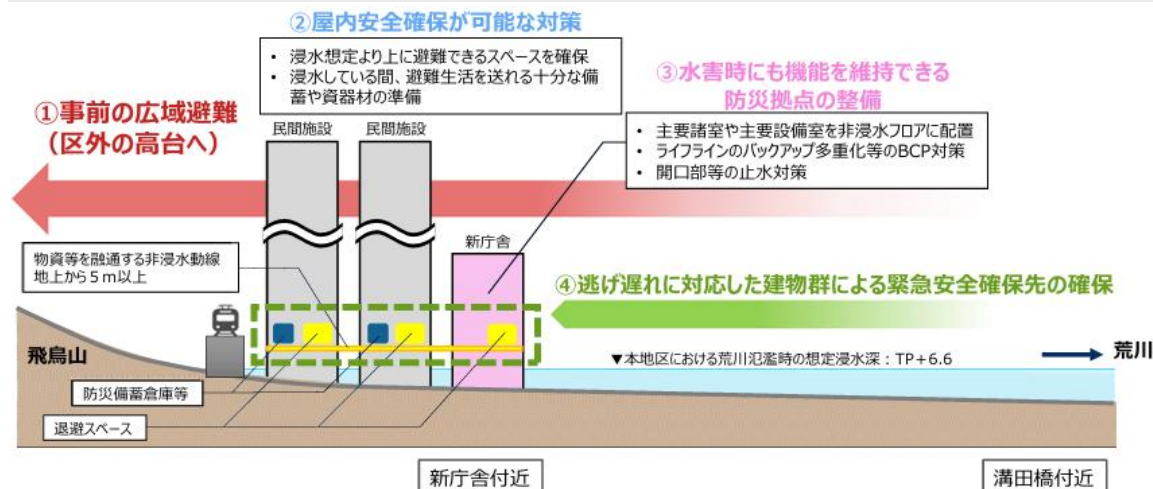


○王子駅前まちづくり整備計画実施基準（令和8年3月・北区）

動線計画



災害対応拠点（浸水区域における高台まちづくりのイメージ）



導入機能の方針

- ・ 質の高い豊かな生活と就業の場を創出するため多様な機能を導入
- ・ 人々の移動を促し各街区間のつながりを強化
- ・ まちに開かれたにぎわい、交流、滞在の場を創出

景観形成の方針

- ・ 駅前の高度利用と景観形成の両立
- ・ 飛鳥山公園をはじめ、崖線、都電、石神井川などの重要景観要素を活かした景観づくり

まちづくりの目標

王子の顔としてふさわしい
飛鳥山と駅とまちをつなぐ都市機能が集積した新たな拠点

方針1 都市基盤

王子駅周辺の交通結節機能の強化と
南北のまちをつなぐネットワークの整備

方針2 みどり・オープンスペース

飛鳥山・石神井川等の地域資源と調和した
潤いある空間の創出

方針3 土地利用

新庁舎建設を契機とした都市機能が集積する
交流・にぎわいの拠点の形成

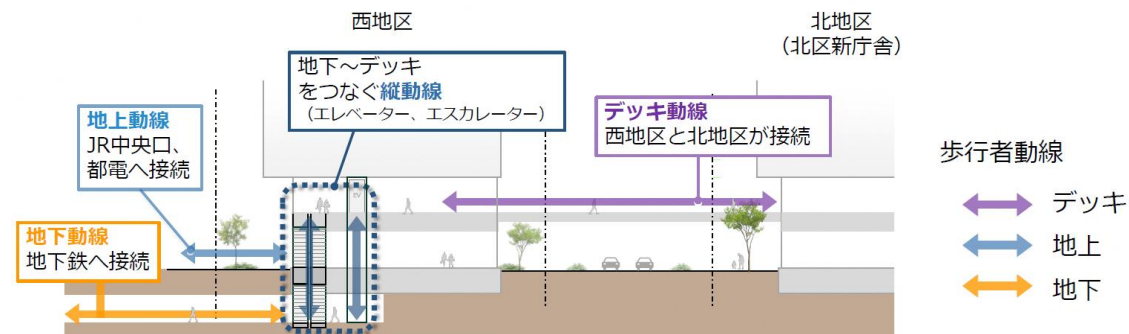
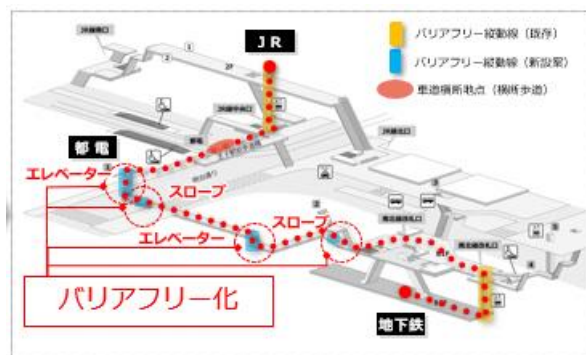
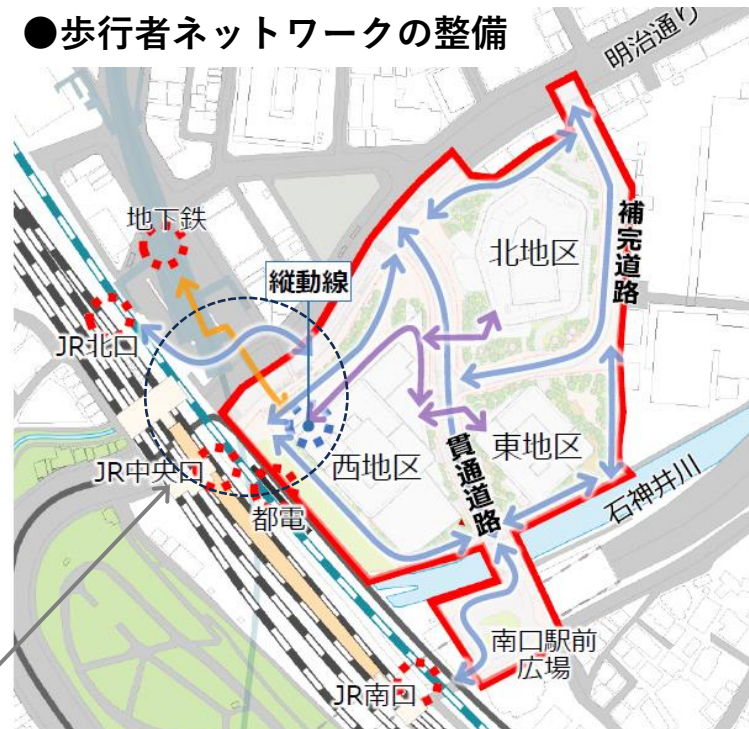
方針4 災害対応

防災拠点としての新庁舎の整備等を通じた
災害に強い市街地の形成

■ 王子駅周辺の交通結節性の強化と南北のまちをつなぐネットワークの整備

- ・ 南北のまちをつなぐ貫通道路の整備等

- ・ 歩きたくなる歩行者ネットワークの整備による回遊性の向上
- ・ 地下鉄とJR、都電の3線を結ぶ新たなバリアフリー動線の確保による交通結節機能強化



※バリアフリールート複数化

メトロ～開発街区へのバリアフリー化を行い、地下・地上・デッキレベルの3層にわたるバリアフリー動線を形成

■飛鳥山・石神井川等の地域資源と調和した潤いある空間の創出

●みどり・オープンスペースのイメージ

- ・約6,000㎡の緑地や約8,000㎡のオープンスペースを整備



凡例

- 交流とにぎわいの広場
- 文化と体験の森
- 水と憩いの広場
- 都市計画緑地
- 河川

交流とにぎわいの広場 (①より臨む)



水と憩いの広場 (②より臨む)



文化と体験の森 (③より臨む)



※現時点のイメージで変更になる場合があります

■新庁舎建設を契機とした都市機能が集積する交流・にぎわいの拠点の形成

●新庁舎設計コンセプト

つなげる 「まちの1ピース」

周辺環境に配慮した緑豊かな空間を整備し、
みどりと文化をつなぐ北区の魅力発信の拠点となります。



かさねる 「フェーズフリー」

多様な人々を受け入れる「みんなのひろば」を、
災害時には機能転換して利用できる計画とします。



ささえる 「ハピネスステーション」

訪れる人も、働く人も、そして次の世代も
幸せを育み、世代を超えて愛される庁舎を目指します。

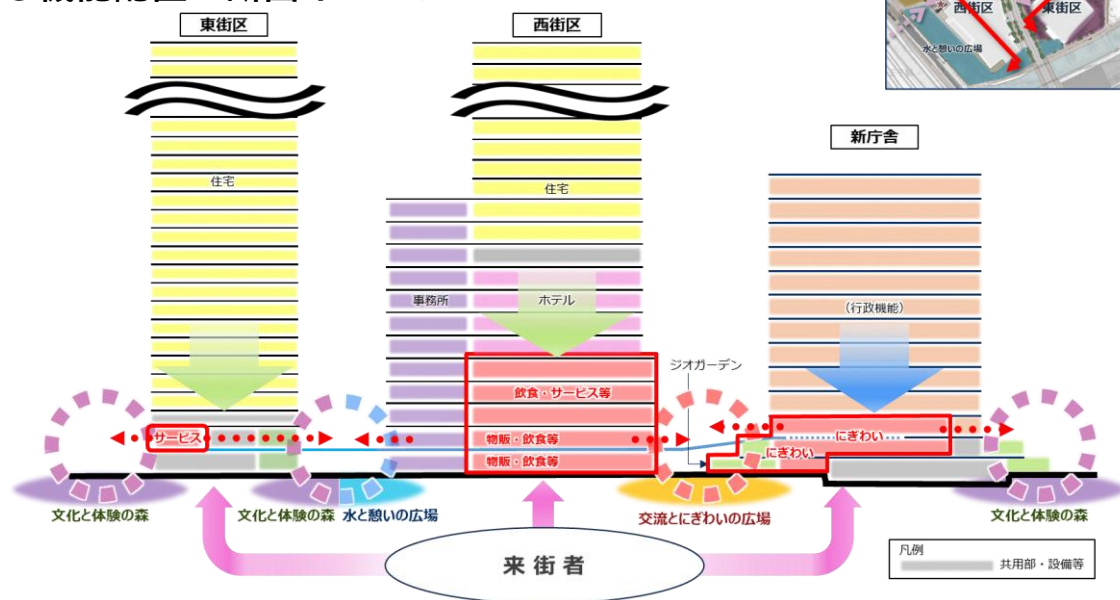


●導入機能の配置イメージ



- にぎわい・交流
- 住宅
- 宿泊
- 業務
- 官公庁機能
- 広場・公園等

●機能配置の断面イメージ



■防災拠点としての新庁舎の整備等を通じた災害に強い市街地の形成

○ 新庁舎と連携し災害対応力を高める、帰宅困難者対策に資する一時滞在施設や防災備蓄倉庫等を整備

- ・ 広場空間は、災害時には駅前滞留者、緊急車両の待機スペース等として活用
- ・ 東地区・西地区区域内に一時滞在施設（450人相当）を確保し、必要な防災備蓄倉庫をあわせて整備

○ 建物を接続する非浸水動線（歩行者デッキ）の整備

- ・ 水害時の動線として活用可能なデッキレベルの歩行者動線を整備
- ・ 歩行者デッキ及び各地区を一団地の都市安全確保拠点施設として位置づけ



地域用防災備蓄倉庫事例



防災訓練の様子

(参考)
新庁舎の主な
防災拠点機能

新庁舎に備える主な防災拠点機能

- **災害対策本部**：区内の被害状況を的確に把握しつつ、関係機関との連携を図り、適切な指揮、決定等を行うための機能を強化
- **一時退避スペース**：避難行動時において適切な場所に避難するまで一時的に身を寄せることが可能な空間を整備
- **緊急離発着場等**：水害時や火災時における防災性向上のため、屋上における緊急離発着場等の整備

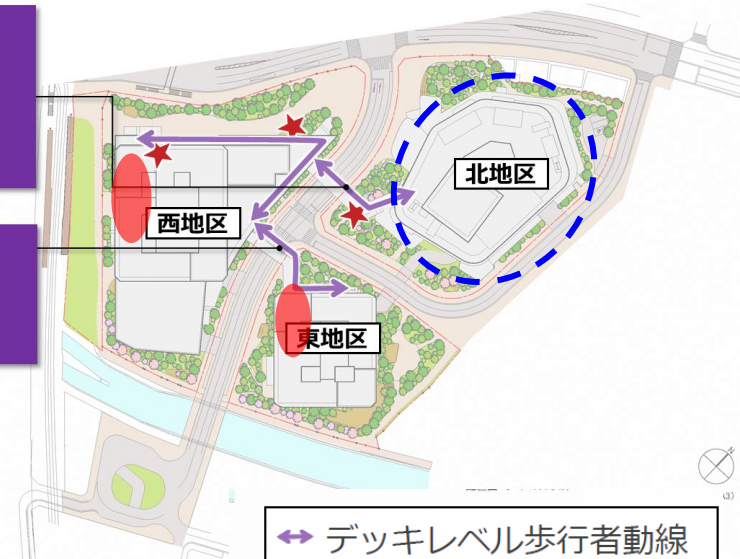


※広域合同災害対策本部訓練の様子（北区HPより）

建物を接続するデッキレベル歩行者動線計画

歩行者デッキ
（西地区～北地区
（新庁舎））
非浸水動線

歩行者デッキ
（西地区～東地区）
非浸水動線



- : 一時滞在施設
- : 防災拠点

↔ デッキレベル歩行者動線
★ 縦動線（エレベーター等）

■ 計画諸元

	全体	北地区 (北区)	西地区 (王子駅前地区市街地再開発準備組合)	東地区 (住友不動産)
敷地面積	約27,800㎡	約10,200㎡	約11,300㎡	約6,300㎡
計画容積率	—	約420%	約990%	約990%
延床面積	約318,500㎡	約48,500㎡	約165,000㎡	約105,000㎡
最高高さ	—	約70m	約190m	約185m
主要用途	—	事務所（庁舎）、店舗等	住宅、商業、事務所、ホテル等	住宅、サービス施設（子育て支援施設等）等
スケジュール（予定）	—	竣工：2034年度	竣工：2033年度	竣工：2032年度

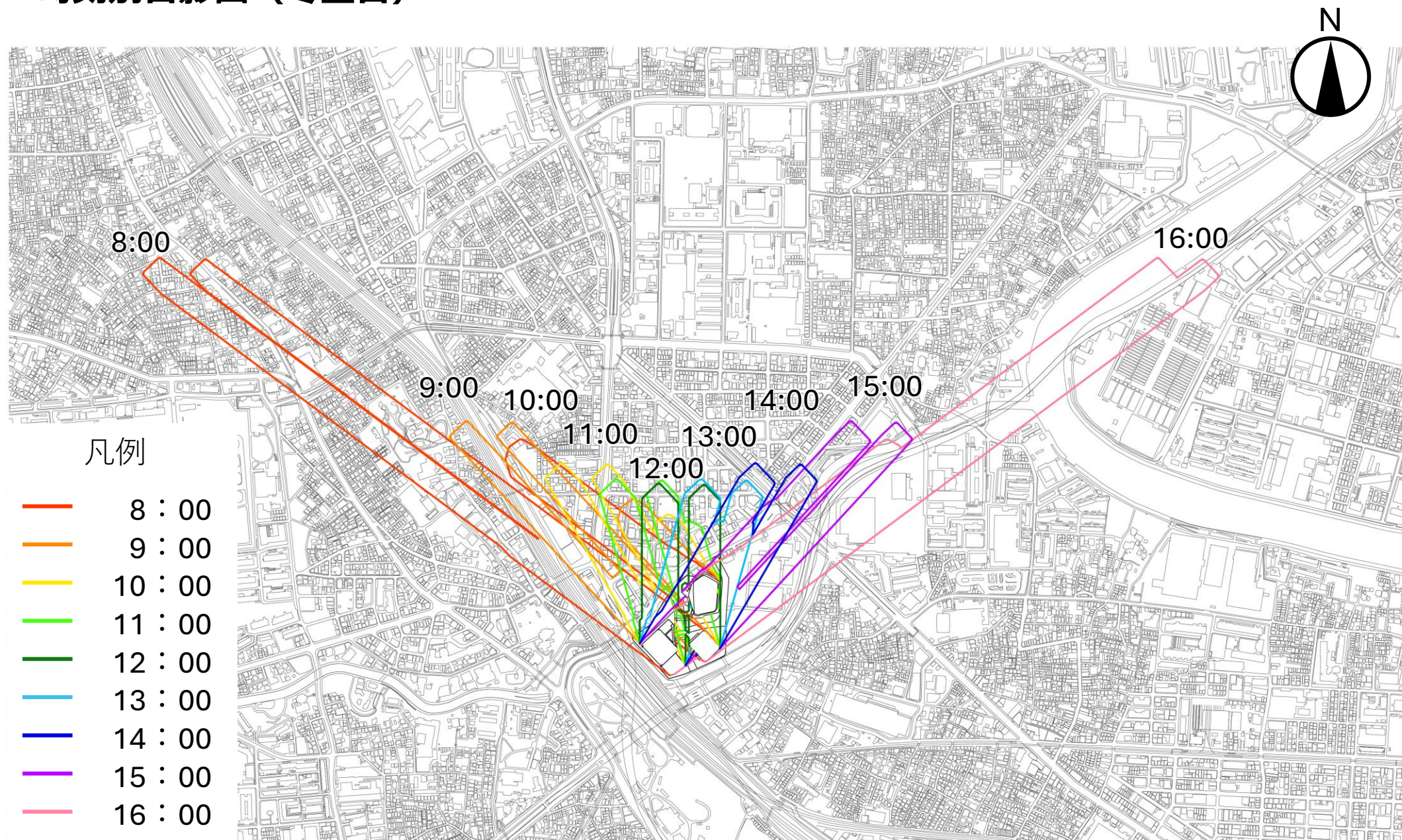


※現時点のイメージで変更になる場合があります

計画地北側の
北区立王子駅前公園付近より臨む

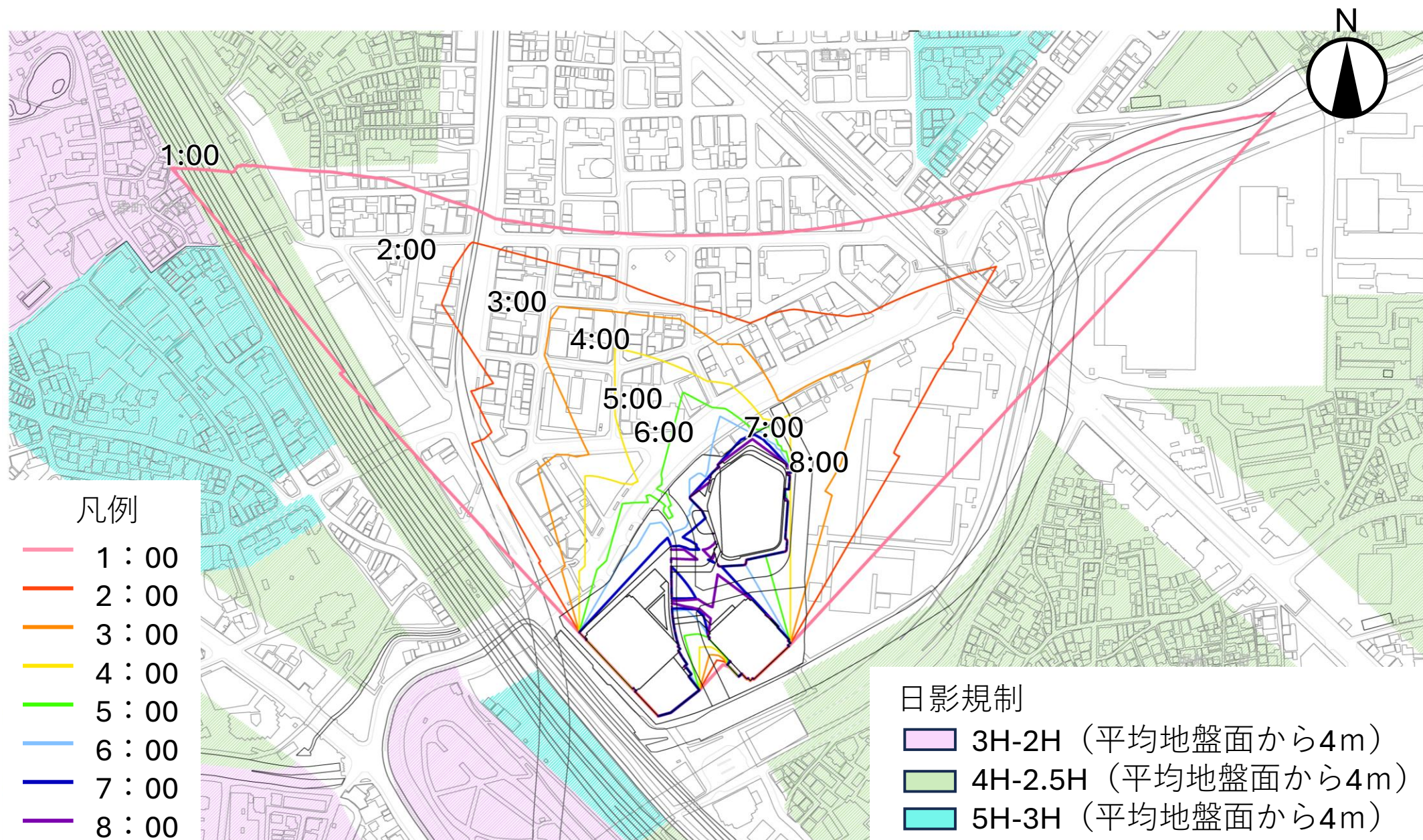
■時刻別日影図（冬至日）

※今後の設計により変更が生じる場合がございます。



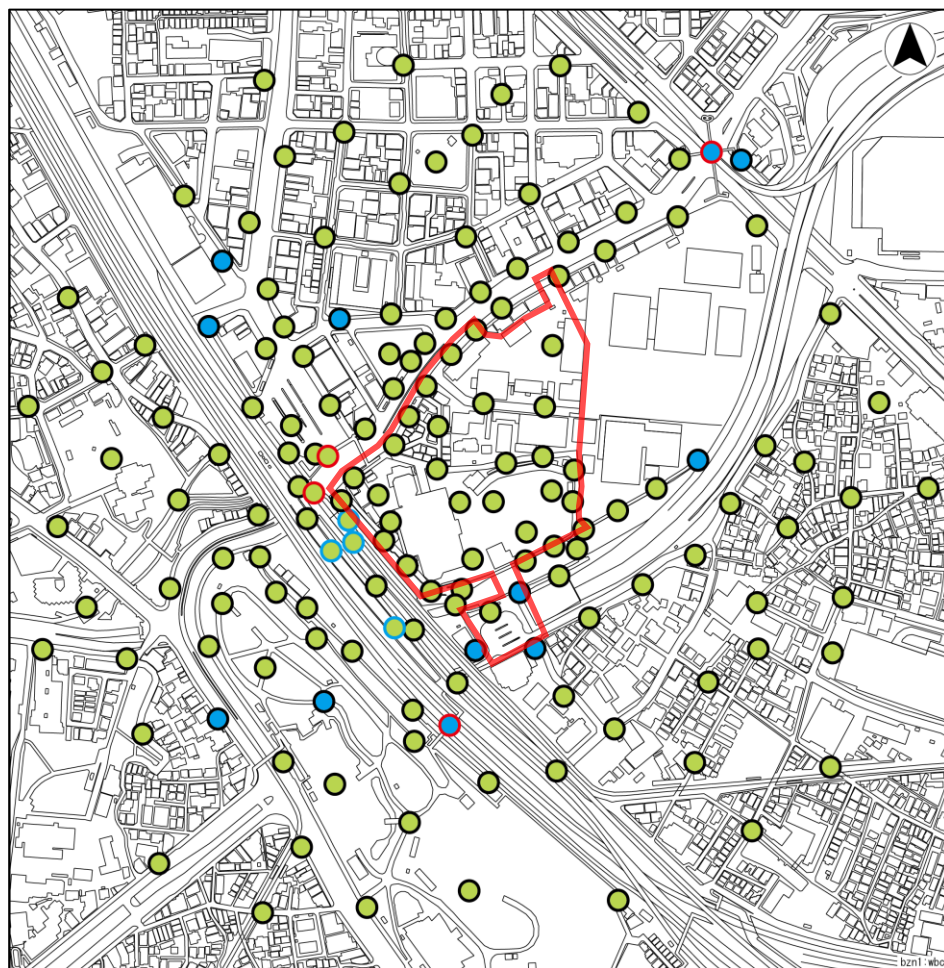
■ 等時間日影図 (冬至日)

※今後の設計により変更が生じる場合がございます。



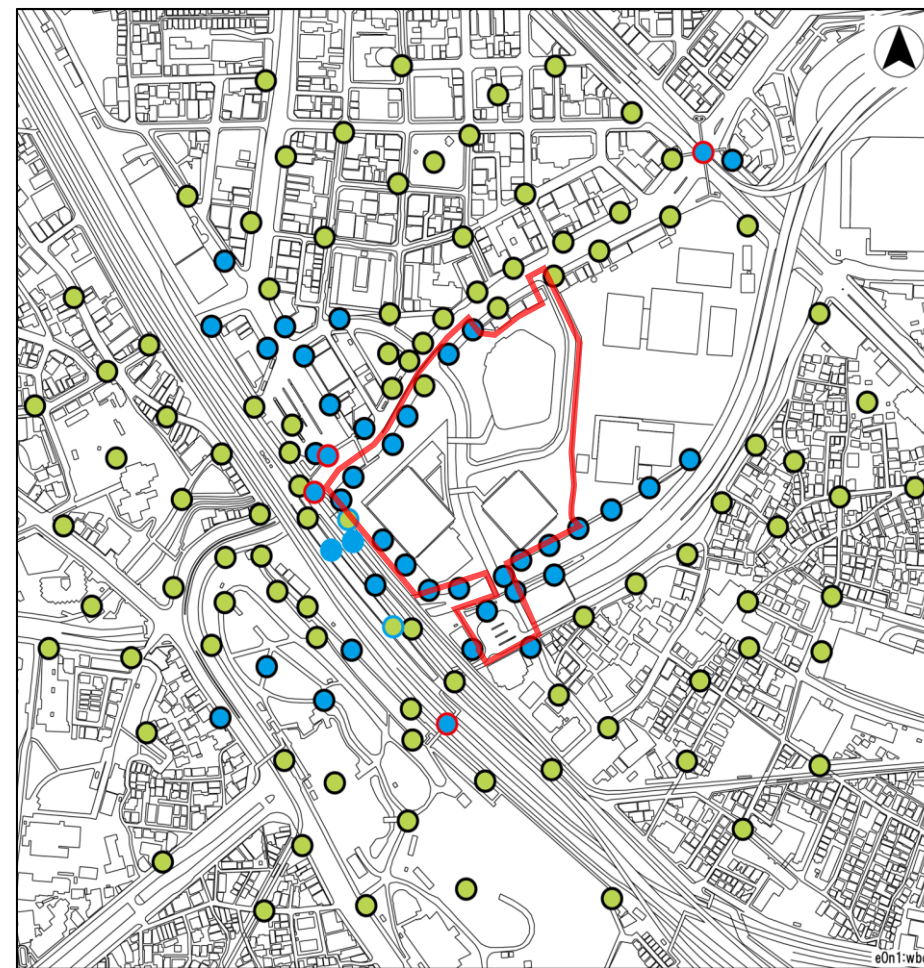
※今後の設計により変更が生じる場合がございます。

■ 風環境影響評価 (建設前)



風による影響の程度	空間用途の例
● 領域A	住宅地相当
● 領域B	低中層市街地相当
● 領域C	中高層市街地相当
● 領域D	強風地域相当

■ 風環境影響評価 (建設後)

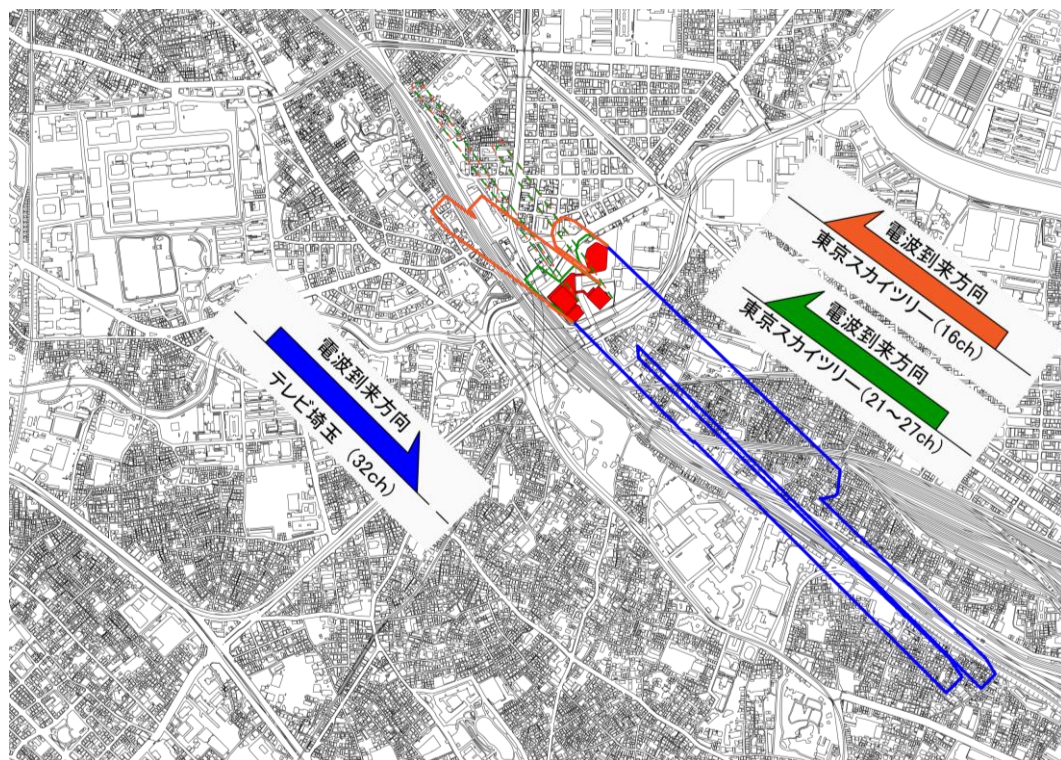


地上部 (全地区) 2階 (北地区) 2階 (東・西地区)
3階 (北地区)



赤枠は歩道橋及びデッキ上の測定点を示す。青枠はホーム上の測定点を示す。

■ 電波障害範囲予測結果 地上デジタル放送



凡例

- テレビ埼玉 (32ch)
- 東京スカイツリー (16ch)
- 東京スカイツリー (21~27ch)



※今後の設計により変更が生じる場合がございます。

衛星放送



凡例

- 衛星放送 (BS・CS110)
- 衛星放送 (JCSAT-4)
- 衛星放送 (JCSAT-3)



■名称・面積・地区計画の目標

名 称	王子駅前地区地区計画
位 置	北区王子一丁目及び堀船一丁目各地内
面 積	約4.2ha
地区計画の 目標	本地区は、JR・メトロ・都電の3路線が結節するなど交通利便性の高い王子駅前に位置し、日本の近代化を支える工場等の産業や商業・業務施設等が集積している地区である。駅西側の高台は、飛鳥山や石神井川を含む音無緑地の水と緑に恵まれている一方で、本地区を含む駅東側の低地は、緑やオープンスペースが少なく、乗換え動線の複雑化やバリアフリールートの不足が生じており、緑と歩行者空間の質・量の充実が課題である。また、気候変動に伴い荒川氾濫による水害リスクが高まっており、高台まちづくりの実現が課題となっているなど、大規模な土地利用転換にあわせた都市機能の更新が求められている。 「東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（令和3年3月）」では、駅周辺の土地の高度利用等により交通結節機能の充実や、商業・業務や行政等の機能集積が進み、飛鳥山や石神井川の水とみどりが調和した、歴史や文化が感じられるにぎわいのある拠点的形成することなどが示されている。 「北区都市計画マスタープラン2020」では、「都市中心拠点」として位置付けられ、行政機能及び業務機能を中心とした多様な都市機能の集積や市街地環境の向上に資する適切な高度利用の促進によるにぎわいの拠点の形成と交通結節機能の強化が示されている。このうち、行政機能については、平成29年に本地区内の国立印刷局用地の一部を建設予定地として決定し、現在区庁舎が抱える耐震性の不足や老朽化、分散化等の課題を解消することとしている。 「王子駅周辺まちづくりランドデザイン」では、「東京の北の交流拠点 水と緑豊かな王子」を将来像としたまちづくりを進めていくことが示されている。「王子駅周辺まちづくりガイドライン」では、駅周辺は人々の豊かな生活を支えるにぎわいの中心となる「ウォークブル・ガーデン」の実現や、ウォークブル・ガーデン内の人々の移動を支え分断を解消する「コネクティング・コア」の形成が位置付けられている。また、本地区を「先行実施地区」とし、防災拠点としての役割を担う区庁舎の建設を核に、周辺市街地をつなぐ新たな基盤整備とあわせて、土地の有効高度利用により多様な都市機能集積の誘導や自然環境と調和した緑豊かな公園・広場等の整備、誘導、防災性の向上など、まちづくりの効果を波及させることとしている。 これらを背景とし、本地区における大規模な土地利用転換の機会を捉え、魅力ある駅前の顔を形成する複合機能の整備、歩行者ネットワーク形成等による交通結節機能の強化、みどりとオープンスペースの充実、防災拠点としての区庁舎を中心にその周辺と連携した災害対応拠点の形成等により、東京の北の交流拠点の形成を図る。

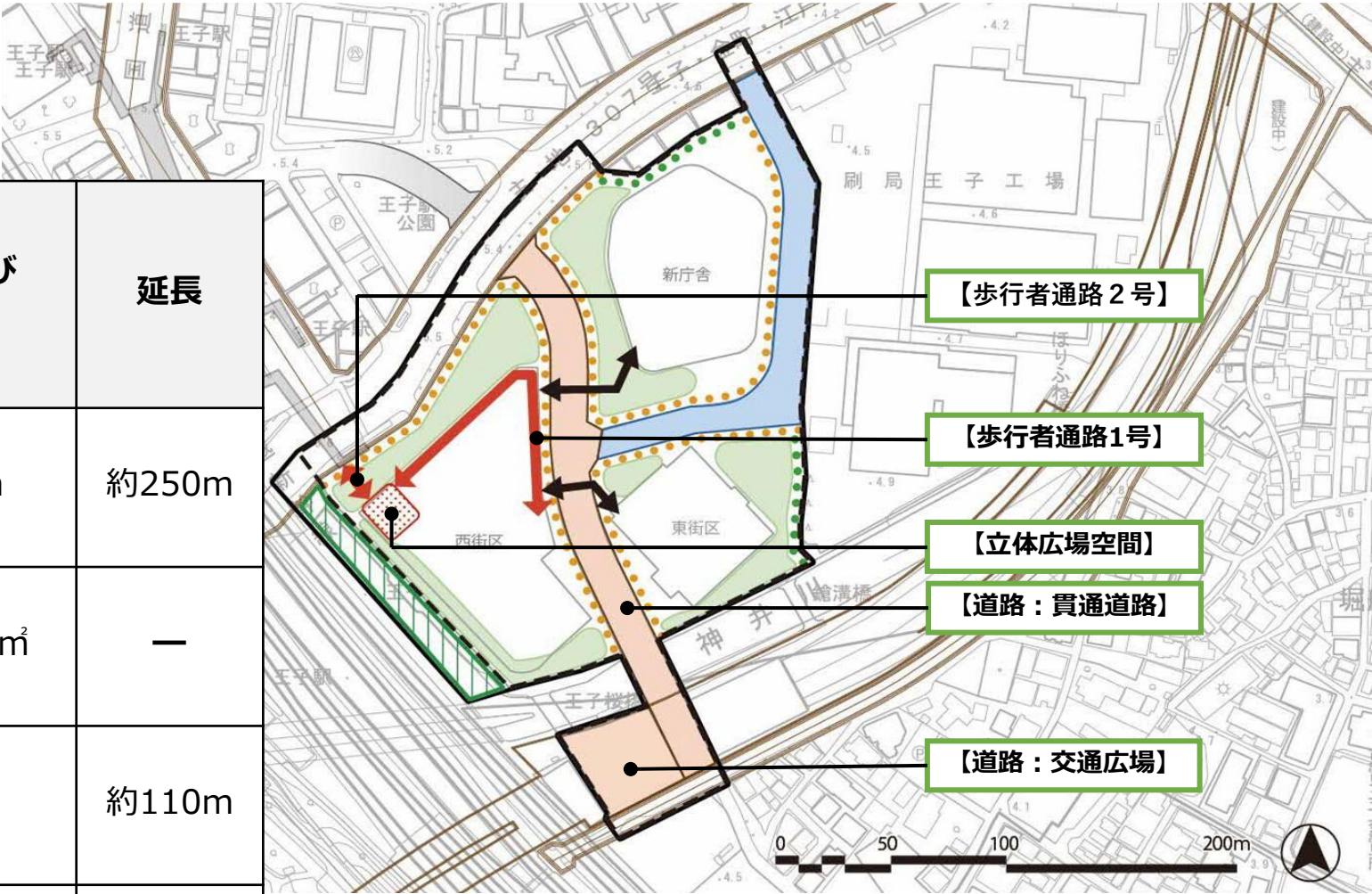
■ 区域の整備、開発及び保全に関する方針

・ 公共施設等の整備の方針

公共施設等の 整備の方針	1 道路の整備方針 (1) ウォークブル・ガーデンを支える道路ネットワークの形成を図るため、石神井川に架かる橋りょうの架け替えと合わせて、南北のまちをつなぎ新たな往来を生み出す貫通道路の整備やＪＲ王子駅南口付近の交通広場の再整備を行う。 (2) 貫通道路の機能を補完し、各地区へのアクセスや地区内の回遊性の向上を図るため、補完道路を整備する。 2 広場等の整備方針 (1) 駅とまちとをつなぎ、交流とにぎわいを醸成するとともに区庁舎への快適な移動や滞留の空間として、まとまった緑豊かな広場を北地区と西地区において、一体的に整備する。 (2) 石神井川の歴史ある豊かな自然環境を継承した、にぎわいやウォークブルな都市環境を形成する広場を西地区の石神井川沿い等に整備する。 (3) 多様な世代が憩い、歴史や文化を生かした空間として、起伏ある緑豊かな広場を北地区と東地区において一体的に整備する。 (4) にぎわいや交流、憩い空間としての広場の利用を促進するために、それぞれの広場の特性に応じ、休息やにぎわい等の機能を有した施設の配置やピロティ空間等の活用を行う。 (5) 石神井川及び飛鳥山公園とつながる水と緑のネットワークを形成するため、王子駅前に新たに都市計画緑地を整備する。 3 その他の公共空地の整備方針 (1) コネクティング・コアを実現するため、地下、地上及びデッキの３層をつなぎ駅とまちを結ぶ、バリアフリーに対応した歩行者ネットワークを整備する。 (2) 防災拠点である区庁舎と飛鳥山公園の高台とを結ぶ防災・バリアフリーネットワークの実現を見据えつつ、区庁舎を中心とした建物群としての災害対応拠点を形成するため、各地区を非浸水レベルの歩行者ネットワークで接続する。 (3) 回遊性の高い、安全で快適な歩行者ネットワークを形成するため、歩道と一体となった歩道状空地や貫通通路を整備する。
-----------------	---

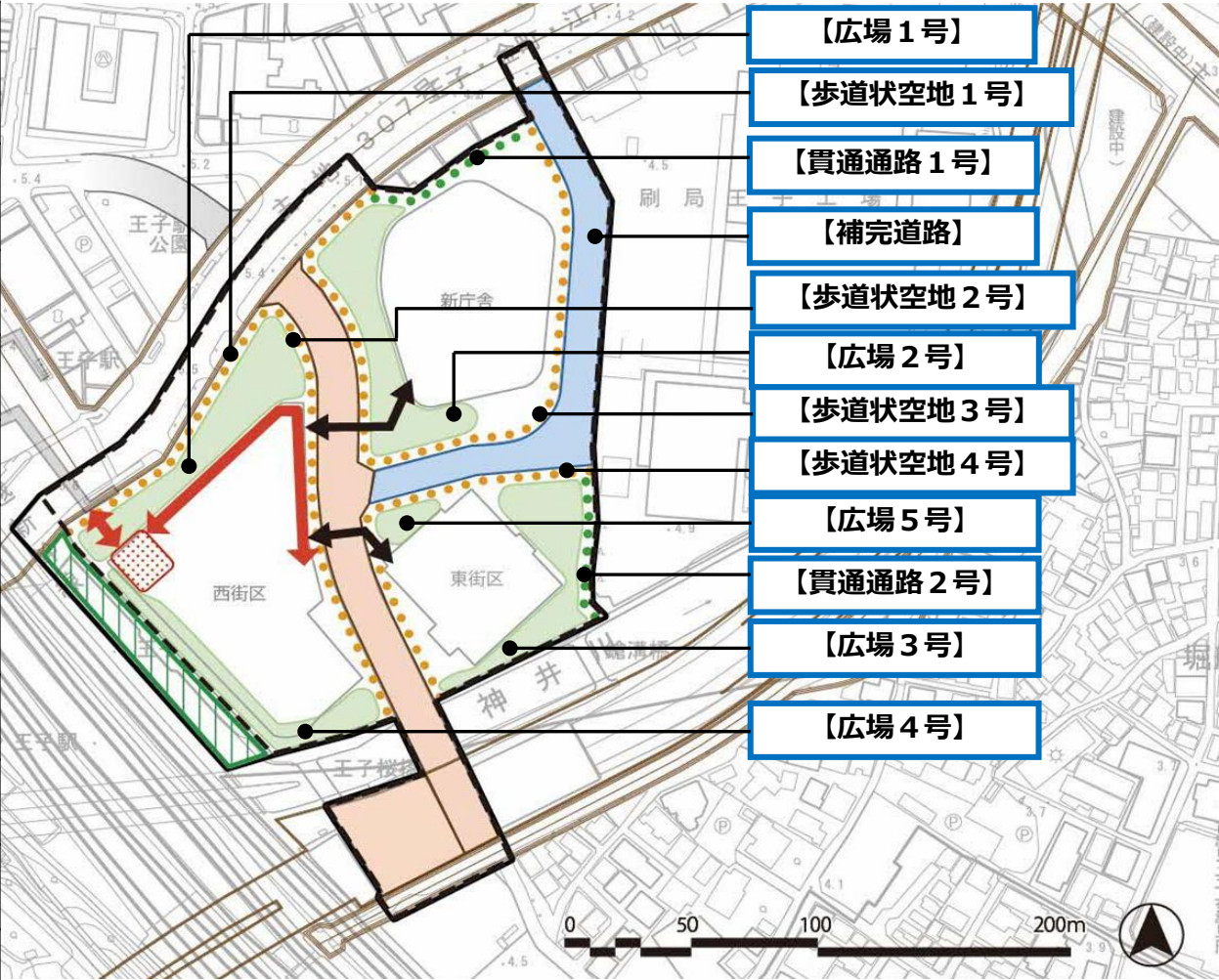
■ 主要な公共施設・地区施設

主要な公共施設	種類	名称	面積及び幅員	延長
	道路	貫通道路	約16m	約250m
		交通広場	約1,500㎡	—
	その他の公共空地	歩行者通路1号	約4m	約110m
		歩行者通路2号	約3.5m	約10m
		立体広場空間	約750㎡	—



■ 主要な公共施設・地区施設

地区施設	種類	名称	面積及び幅員	延長
	道路	補完道路	約12～14m	約230m
	広場	広場 1 号	約1,400㎡	—
		広場 2 号	約1,500㎡	—
		広場 3 号	約1,400㎡	—
		広場 4 号	約1,100㎡	—
		広場 5 号	約250㎡	—
	その他の公共空地	歩道状空地 1 号	約 5 m	約110m
		歩道状空地 2 号	約 4 m	約140m
		歩道状空地 3 号	約 2 m	約320m
		歩道状空地 4 号	約 4 m	約140m
		貫通通路 1 号	約 3 ～ 6 m	約60m
		貫通通路 2 号	約 4 m	約50m



[凡例]

主要な公共施設

地区施設

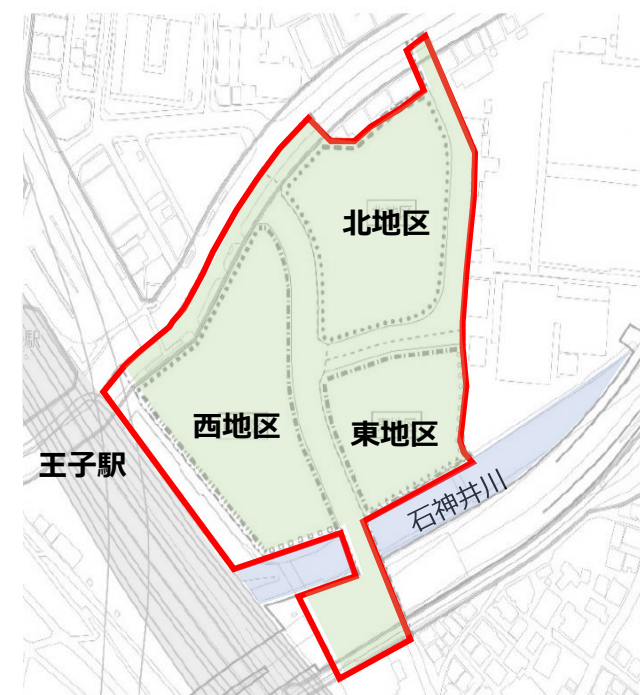
■区域の整備、開発及び保全に関する方針

・建築物等の整備の方針

建築物等の整備の方針	1 王子の顔にふさわしい魅力ある拠点的形成するため、土地の合理的かつ健全な高度利用を図るとともに、人々が集いにぎわう多様な都市機能やオープンスペースを備えた良好な複合拠点の形成を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建築物の敷地面積の最低限度等、地区の特性に応じて必要な建築物等に関する事項を定める。 2 周辺市街地との調和に配慮しつつ、駅前の高度利用と良好な景観形成との両立を図り、王子駅前の拠点性を象徴するまとまりのある群景を形成するため、地区特性に応じて、建築物等の高さの最高限度、壁面位置の制限及び建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。 3 飛鳥山公園と一体感のある都市景観を形成するため、建築物の周囲にオープンスペースを設け、積極的に緑化を行う。
------------	--

■再開発等促進区（土地利用に関する基本方針）

土地利用に関する基本方針	王子駅前の立地特性等を踏まえ、区庁舎の行政機能・交流機能の再編整備とともに、商業、業務、住宅、宿泊、交流等の多様な機能を誘導し、周辺へとにぎわいを波及させるなど、都市中心拠点にふさわしい都市機能が集積する新たな拠点として魅力ある複合市街地を形成する。 街区再編による細分化した敷地の統合、細街路の解消、非浸水動線となる歩行者動線の整備等と合わせて、一団地の都市安全確保拠点施設としての災害対応拠点や一時滞在場所の確保を行い、王子駅前周辺の防災性向上を図る。 1 北地区 区庁舎としての行政機能やにぎわい形成に資する交流機能等を配置するとともに、飛鳥山を模した台地状に多様な広場や緑を配置する。 2 西地区 地下、地上及びデッキを結ぶコネクティング・コアを形成する縦動線の整備など駅とまちとをつなぐ歩行者ネットワークの強化を図るとともに、にぎわいと緑あふれるオープンスペースの整備を図りながら、駅前にふさわしい商業、業務、住宅、宿泊、交流等の多様な都市機能の集積を図る。 3 東地区 石神井川と調和した緑ある広場空間の確保を図りつつ、王子駅前の利便性を生かした多様な居住機能を配置する。
--------------	--

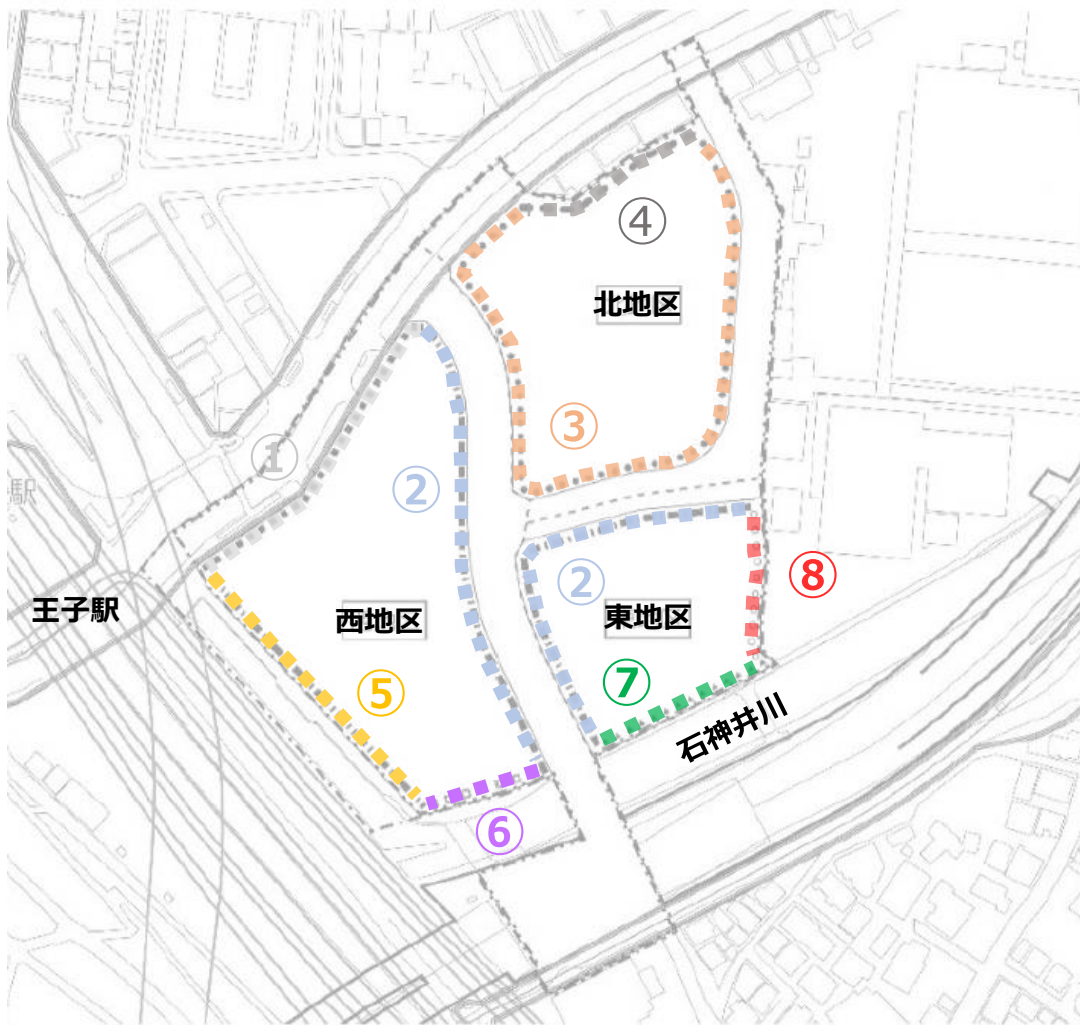


- 再開発等促進区の区域
- 地区整備計画の区域

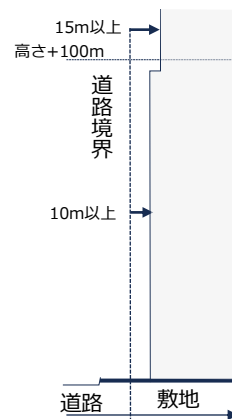
■地区整備計画（建築物等に関する事項）

地区の 区分	名称	北地区	西地区	東地区
	面積	約 1. 3 ha	約 2. 0 ha	約 0. 7 ha
建築物等の用途の 制限	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる風俗営業及び同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する建築物は建築してはならない。			
建築物の容積率の 最高限度	1 0 分の 5 0 （都市計画道路補助 8 8 号線から 2 0 m 以内の区域を除く）	1 0 分の 9 9 ただし、1 0 分の 5 以上を宿泊施設の用途に供するものとし、1 0 分の 1 7. 5 相当以上を「王子駅周辺まちづくりガイドライン」の内容に整合する歩行者ネットワーク整備に寄与するものとする。	1 0 分の 9 9 ただし、1 0 分の 1 6 相当以上を「王子駅周辺まちづくりガイドライン」の内容に整合する歩行者ネットワーク整備に寄与するものとする。	
建築物の容積率の 最低限度	—	1 0 分の 3 0	—	
建築物の建蔽率の 最高限度	—	1 0 分の 7	—	
建築物の敷地面積 の最低限度	3, 0 0 0 m ²			
建築物の建築面積 の最低限度	—	1, 5 0 0 m ²	—	
壁面の位置の 制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱は、計画図に示す壁面の位置の制限を越えて建築してはならない、ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物及び建築物の部分については、この限りではない。 1 歩行者の回遊性向上や高台まちづくり、円滑な交通ネットワークの形成に資する歩行者デッキ、階段、エスカレーター、エレベーター等の用途に供するもの及びこれらに付属する屋根、柱、壁その他これらに類するもの 2 歩行者の快適性及び安全性を高めるための手すり、ひさしその他これらに類するもの 3 地下鉄駅の出入口屋上及び給排気施設の部分 4 にぎわい創出に資する施設及び公共公益施設			
建築物の高さの 最高限度	8 0 m	1 9 0 m	1 8 5 m	
	ただし、建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 6 号に定める高さとする。			
建築物等の形態又は 色彩その他の意匠の制限	1 建築物の外壁又はこれらに代わる柱の色彩に配慮し、周辺環境と調和したものとする。 2 屋外広告物は建築物と一体のもの、歩行者空間と調和のとれたものなどとし、設置位置、形態、規模、意匠などについて十分配慮がなされ、良好な都市景観の形成に寄与するものとする。			

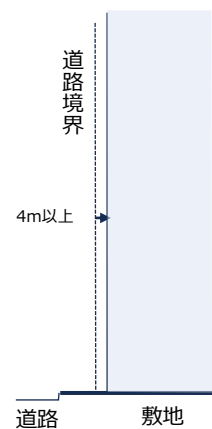
■ 壁面の位置の制限



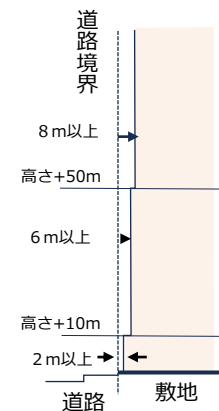
① : 1号壁面



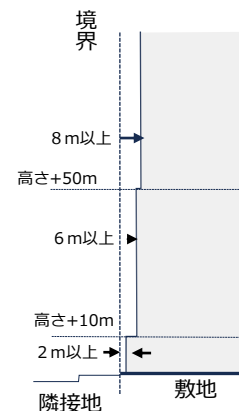
② : 2号壁面



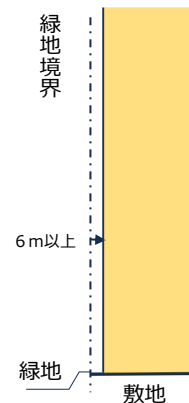
③ : 3号壁面



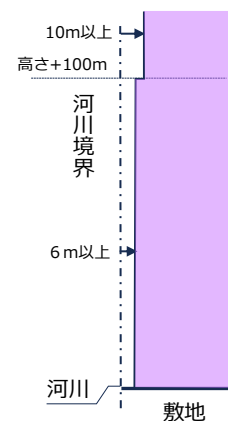
④ : 4号壁面



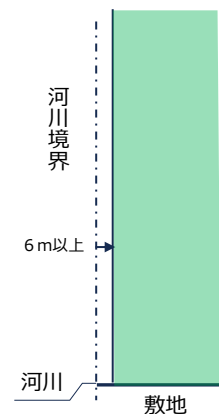
⑤ : 5号壁面



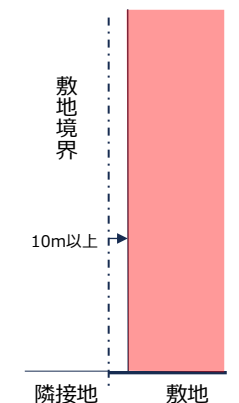
⑥ : 6号壁面



⑦ : 7号壁面



⑧ : 8号壁面



王子駅前地区第一種市街地再開発事業

施行区域面積：約2.0ha

建築物の高さの限度図



■ 都市計画緑地・公園の変更

王子駅前緑地の追加

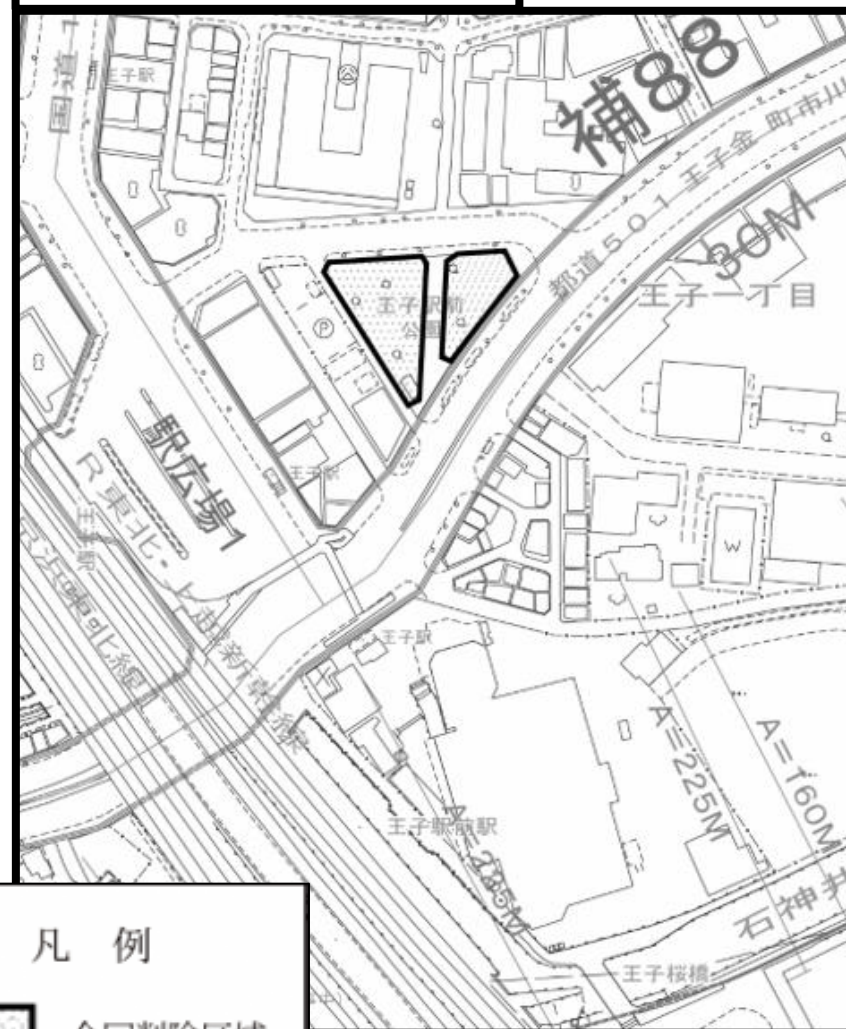


凡 例



今回計画変更区域

王子駅前公園の廃止



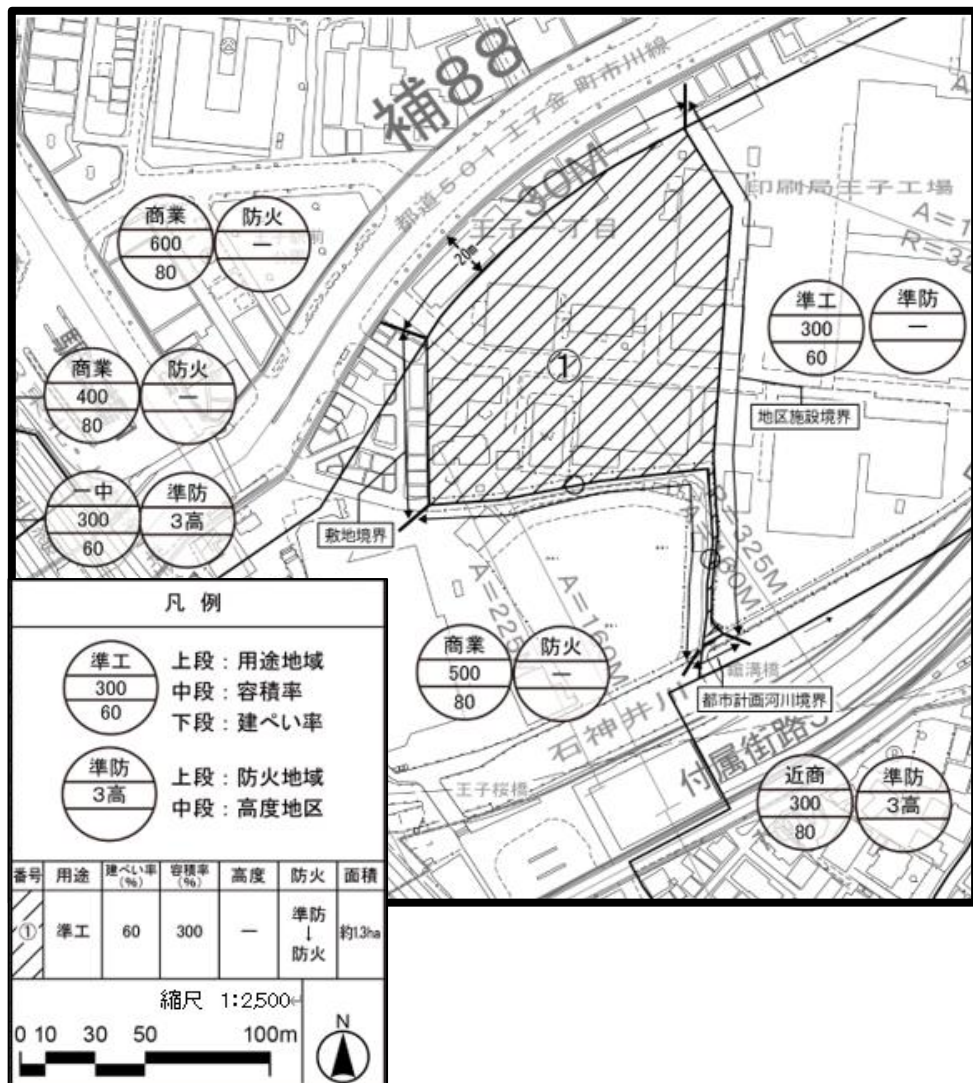
凡 例



今回削除区域

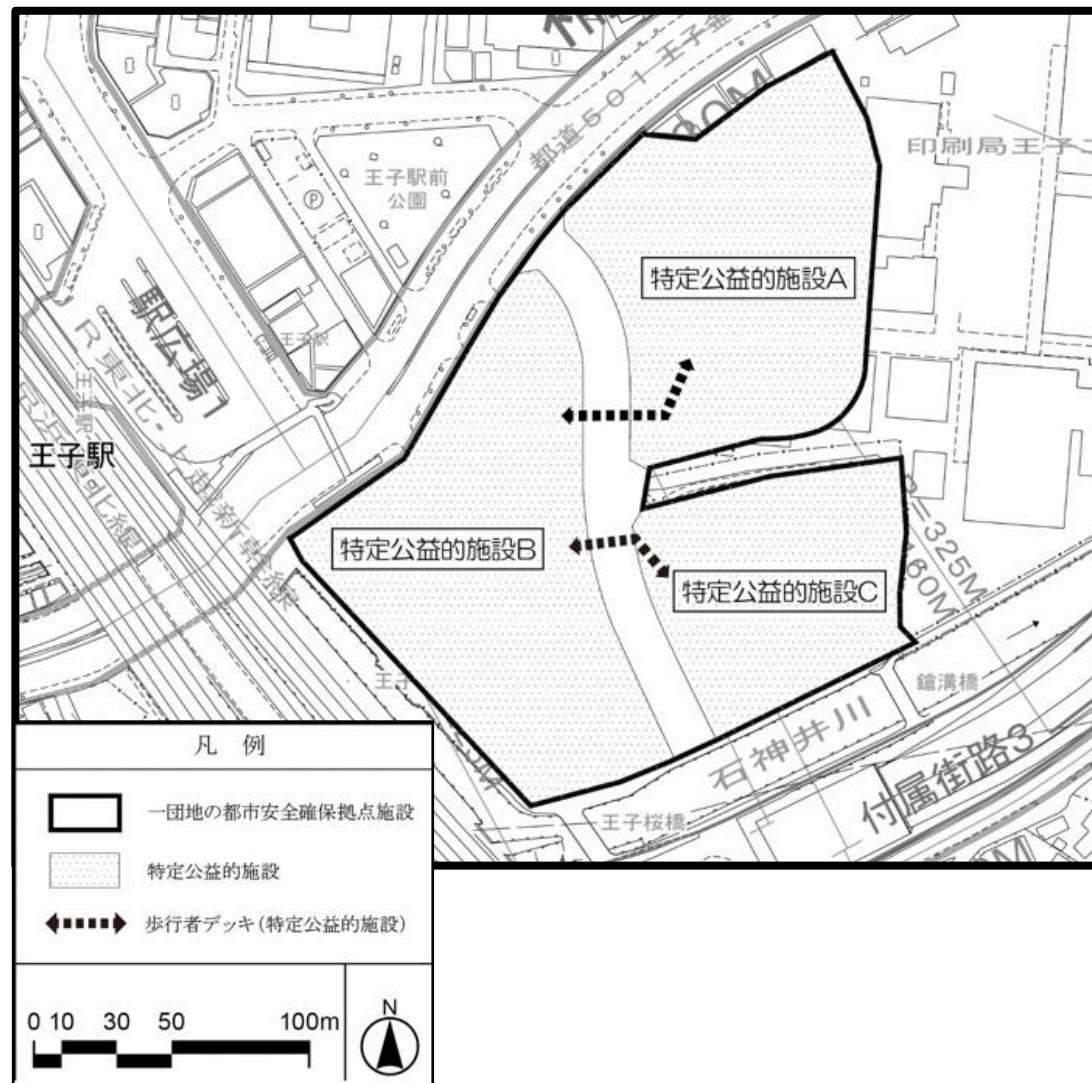
■ 防火地域及び準防火地域の変更

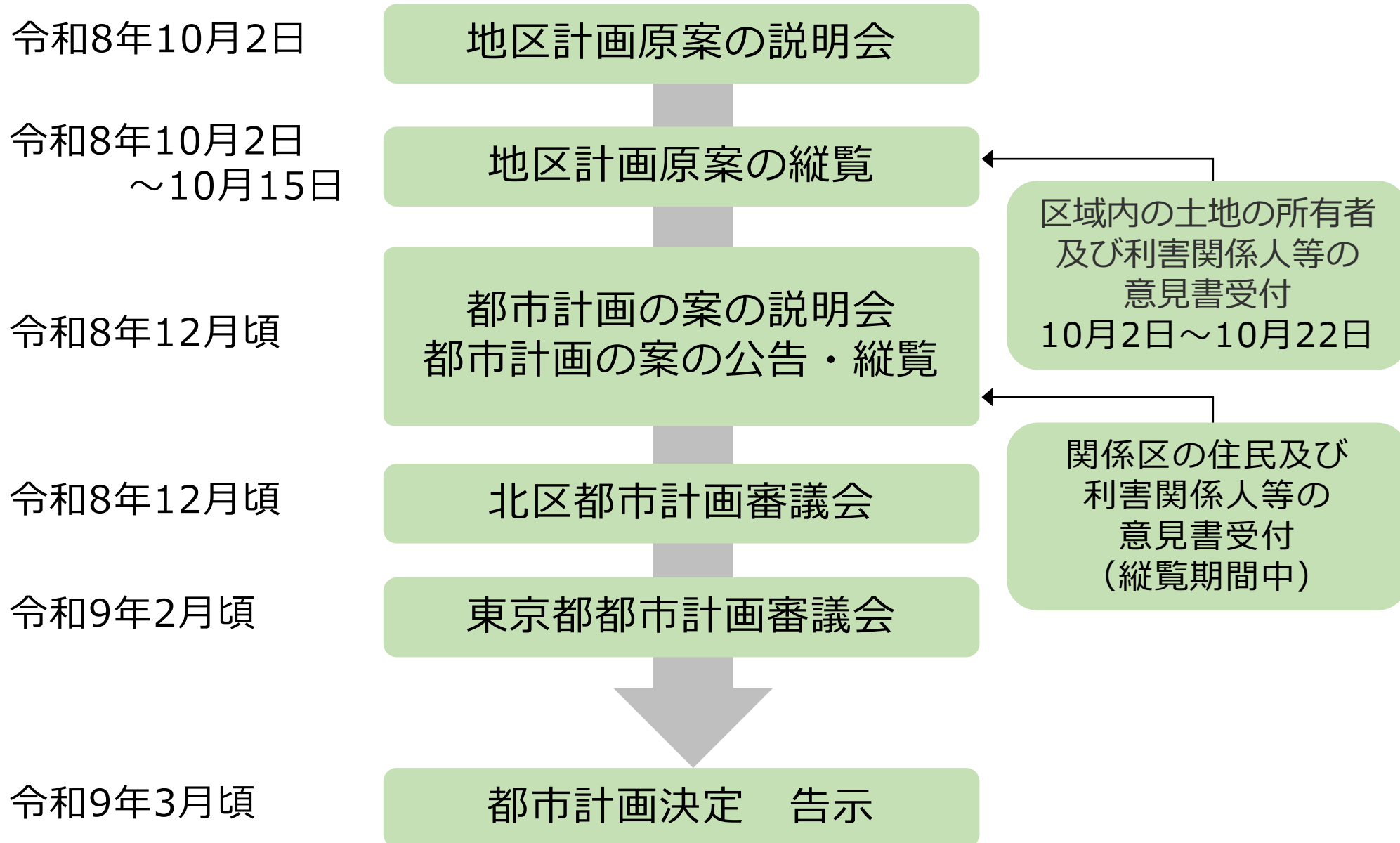
準防火地域から防火地域へ変更



■一団地の都市安全確保拠点施設の決定

一団地の都市安全確保拠点施設の指定





王子駅前地区地区計画（原案）に関する縦覧及び意見書について

縦覧期間 令和8年10月2日（金）～10月15日（木）
縦覧場所 （閉庁日を除き、午前9時から午後5時まで、正午から午後1時を除く）

（東京都）

都市整備局 都市づくり政策部 都市計画課（東京都庁第二本庁舎12階北側）
TEL：03－5388－3213（直通）

（北区）

まちづくり推進部 王子駅周辺まちづくり担当課（北区役所第一庁舎7階）
TEL：03-3908-7186

意見書の提出先 令和8年10月2日（金）～10月22日（木）
郵送（当日消印有効）持参・電子申請

※地区計画に関する意見のみとなります

（東京都）

〒163－8001 東京都新宿区西新宿2－8－1
東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎12階北側）
TEL：03－5388－3225（直通）

電子申請（LoGoフォーム）

<https://logoform.jp/form/tmgform/1753403>

※意見書の提出期間中以外はページが表示されませんのでご注意ください。

